

第4回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和6年8月27日（火）午後1時30分～午後3時50分

2 開催場所 京丹後市役所（2階）205会議室

3 出席者氏名

（1）京丹後市行財政改革推進委員会委員（11人）

会長 谷口雅昭

副会長 藤井美枝子

委員 岩井慶子、委員 奥田幸子、委員 蒲田克行、委員 小林朝子、
委員 柴田隆行、委員 谷津留美子、委員 松本由美子、委員 安井美佐子、
委員 山下きく江

（2）事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 平勝行、同課係長 片西優

同課主任 山本和実

（3）関係課

市長公室政策企画課都市地域拠点整備推進室長 井上浩一、同室主任 石井真澄

市長公室人事課長 島貫博志

4 議 題

（1）開会

（2）議事

第5次京丹後市行財政改革大綱について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 なし

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 ただ今から、第4回京丹後市行財政改革推進委員会を開催します。
総務部で部長をしております中西と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、吉岡委員が所用のため欠席され、安井委員が少し遅れて来られると伺っております。

それでは開会に当たりまして谷口会長より一言御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 こんにちは。一言御挨拶を申し上げます。

連日猛暑が続きまして、体調管理は大変だろうと思っております。また、暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の委員会は、次期行財政改革大綱の策定に向けた内容の説明でありました。次期行財政改革大綱の策定に向けて、今日と次回を予定しておりますが、今回がこの委員会で一番重要な会議になります。

今回は、行財政改革を推進していく中で、どう整理をしていくのかを含めて、市長に答申をしなければならないその第一回目の委員会になりますので、今日は前回の資料を読み解いていただいて、様々な意見を出していただくことを期待申し上げて、挨拶に代えさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

● 会議録署名委員の指名

事務局 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては谷口会長にお任せしたいと思います。

なお本日の会議録につきまして、後日御確認をいただく署名委員も、会長より御指名をいただきたいと思いますので併せてお願い致します。

会 長 それでは、会議を始めるにあたり、会議録署名委員の指名についてであります。今日の会議録の署名委員の指名につきましては、柴田隆行委員をお願い致します。

委 員 よろしくお願いします。

● 議事

会 長 それでは早速次第に従いまして進めさせていただきます。

議事の「第5次行財政改革大綱について」、事務局から説明をお願い致します。

事務局 (資料1、資料2、参考資料に基づき、「第5次行財政改革大綱(素案)」の【現状】と【課題】について説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたので、質問等がありましたらお願いします。

委 員 I C T等を活用した業務と、市役所D Xとがあるのですが、その違いを教えてください。おそらく、D Xがさらに向上というのか、機能的には上だと思っておりますが、その辺が少しわからないので教えていただけるとありがたいです。

事務局 I C T等につきましては、業務効率化のためオンライン申請などの一つ一つのデジタル技術の導入について推進していくとしていたところ、今回の市役所D Xにつきましては、業務のあり方を根本から見直す過程で、デジタル技術を活用して全体的に生産性を上げていこうということで、市役所D Xという言葉を使わせてもらっています。

会 長 様々なデジタル技術があり、それらを活用して業務の効率化をそれぞれで図っていくことについては以前からありましたが、今回は業務のあり方そのものから根本的に見直していこうということで、要するにデジタル技術を活用しながら、それぞれの部署で今まであった業務を、横でつなげていって業務の効率化を図るという意味でしょうか。

事務局 I C Tというと情報通信機器といったものの関係のことを直接指しますが、

現在、それらの最新機器を取り入れながら業務を進めてきておりまして、最近ではそういったことを総称してD Xと言いまして、デジタルトランスフォーメーションの略称になります。

これにつきましては、例えば今の最新の技術も含めてA I 等も導入していきながら、市役所の業務をさらに革新的に改善していこうとする流れの中で、市役所D Xという言葉を使っておりますので、この言葉で統一させてもらいたいと思います。

委 員 この会議の資料等も紙で送られてきますが、私が所属している他の会議では、メールで連絡があり、資料なども全て添付してあるので、事前に資料の確認をしたり、欠席の連絡をしたりしています。そうすると手元も煩雑にならないし、主催者側も一回一回住所を書いて送る等をしなくてもよいし、欠席の報告も簡単でよいと思っております。

少しD Xという言葉がわからなかったのですが、そういったことを進めることで、職員が他の仕事に専念できるのもよいことですし、デジタル技術を活用していくこと、効率化を図ることもよいことだと思います。

ただし、よいことではありますが、全体としてそうなってくると動きに遅れていく人もあると思いますし、そういった意味でも、今回の資料の表現についても言葉の意味がわかりにくいものについては少し配慮が必要かと思います。

会 長 他に御意見はありませんか。

委 員 【現状】の最後のところで、一番左の第5次の行革大綱のところに「既存の公共施設等」や「未利用」等とあり、第4次とあまり変わらないような表現がしてありますが、第4次までにどの程度整理ができて、今後第5次でどの程度のことをしようとしているのでしょうか。

前回の資料で膨大な施設や財産を見せていただき、ざっと目を通した中で、その地域の財産を地域が管理していると思ったら市の所有建物だったようなことがわかったこともあり、驚いていたところですが、詳細はなくてもよいと思いますが、大綱でどこをどうするといったように、もう少しわかりやすく具体的にしないのでしょうか。そうでないと、なかなか大変なことなので、第6次もまた似たような文言で終わってしまうのではないかと。

細かい話になりますが、各部署でそれぞれ考えて、施設をどうするか等を、地域と話し合いながら進めていくものかと思いますが、一市民としては、対応が遅いような気がするので、今日はそんなことをいうところではないかもしれませんが、今回の大綱の表現では、第4次から第5次、また第6次と同じ状況が続くような懸念をしています。

会 長 いずれにしても、この現状とは、今の状態を述べる部分ではありますので、ここでの表現としてはこれでよいと思うのですが、ここからさらに目指す施策の中で、今の議論をしていかざるを得ないと思っているところです。

事 務 局 財産の関係についてにつきましては、合併をして6町域に似たような施設がたく

さんありまして、それも平成のふるさと創生のときに建てられた施設が多く、30年を経過し老朽化もしてきているのが現状です。一方で人口減少により利用率は十分ではなく、こういった財産についてはまず今後も使っていくところと、統合するなどして廃止をするところを考えていかなければいけないことは、平成25年くらいからずっと続けております。

そういった中で先ほど少し触れられましたが、地域にある施設については地域の方が使っていることも実際ありますので、そういった方にとっては、大切な施設であり、そこを廃止するので他のところを使用してくださいとした時に、その施設を廃止するのであればこちらを残してほしいといった意見なども正直ございます。

そうした選択が難しい中で、一方的に行政が廃止や存続を決めていくのは非常に困難なことから、課題としては引き続き似たような表現になっているところでございます。

今、合併して20年が経ちますが、いつまでも合併時のままというわけにはいかないことや、先ほど申し上げましたように、人口も減る中で利用者也減っており、維持費の確保も厳しくなっていく現状がありますので、ここについては課題として認識しているところです。

ただ一方で、具体的な数字を掲げて、絶対にそれを達成するという目標を個々の部分で置きますと、強権的になってしまい、市民や地域の方々からも反発を受けるといったこともありますので、そこは丁寧に進めていきながら、御理解を得て整理をしていく必要があると考えております。

こうした中で行財政改革大綱につきましては、会長も申し上げられましたが、大筋の部分の表現を決めていただいて、具体的には推進計画という細かな計画の部分でどういったことをしていくのか整理していくこととなります。まず、ここでは大きな総論の部分ですので、その大きな方向性の中での表現としてどうかというようなことや、御審議いただく中で言葉の意味がわからないというような部分の御意見をいただきながら、大綱案を固めていきたいと思っております。

先ほど御質問を受けましたが、ICTといいますと情報通信技術と読みかえていただけたらと思いますし、DXとはデジタルトランスフォーメーションになりますが、技術的なところ含めて、考え方からがらりと変えましょう、アナログ的なものをデジタル的に大きく変えましょう、その中にはICTやAIなど全て含んでいるということですので、総称的にDXという言葉で記載をさせていただくことで素案を作らせていただいております。

いずれにしても、第4次までの課題が全て解消しているというわけではなく、引き続きの課題もありますので、そういった中で今回の素案の表現を入れさせていただいておりますので、そういったことにつきましても忌憚なく御質問等をいただければと思います。

会 長 他に御質問はありませんか。

委 員 現状の中で4つ目になりますが、まちづくりを進める中で、公と民間が連携して取り組むとした表現となっておりますが、例えば、現状の中で、さらに民間と連携して進めていきたい事例みたいなものがありましたら教えてください。

関 係 課 公民連携につきましては、この6月の補正予算で計上をさせていただいて、新たに取り組む分野でございます。今までから、民間との連携でいきますと、すでに10年以上経っている仕組みとして指定管理者制度がございます。これは、行政側の権限も含めて、施設の管理や使用の許可等について、幅広く業務を請け負っていただいているものでございます。

今回の公民連携の取組につきましては、そういった指定管理者制度だけに限らず、例えば、施設を整備する上で、民間のノウハウや資金を活用できないかというところで、もっと幅を広げていこうとする取り組みを検討し始めたところでございます。それを、今回の行財政改革大綱に位置付けをさせていただきまして、全庁的に取り組んでいきたいと考えており、そういった意味も含めてここに掲載させていただいたものでございます。

会 長 一定、考え方はわかりましたが、指定管理者制度については、導入から10年ぐらい経っている中で、この間に反省や課題が見えてきましたか。

事 務 局 指定管理者制度については、平成15年の地方自治法の改正によりまして、公の施設を管理するときに、指定管理者なら使用許可のほか使用料金なども自らの裁量で徴収することができるといったことで、民間活力を生かして施設を管理していただけるようにスタートした制度となっております。

本市では、平成17年から一部の施設でスタートしておりまして、現在まで続いておりますが、課題としましては、先ほども少し触れましたが、施設が古くなっていく中で、その維持管理費が非常に嵩んできているようなことがございます。どうしても民間で、利用者に満足いくサービスを提供しようとしますと、施設が十分でなければ利用される方は満足されません。ただ、そういったことについては、市の所有施設ですので、改修費などは、市の予算で対応する必要がありますが、市全体の予算の中で直営施設も多数抱えておりますし、施設だけではなく様々な事業もある中で、予算の配分も必ずしも十分ではない中、指定管理を受けておられる方からは、もう少しちゃんとしてほしいという旨の不満もお聞きしているところでございます。

そうした中で、先ほども申しましたように、残す施設はしっかりと管理しながら、民間でも類似の施設があったりするようなものについてはお任せするなど、そういったことが今までの指定管理の中での課題であったのではないかと認識しているところでございます。

会 長 他に御意見ありますか。

委 員 多くの廃校施設の利用について、大阪府の豊中市では障害者雇用の場として、キノコの栽培を通じた交流等を、廃校を使って行っているといった情報を聞き

ました。企業の情報などは調べることができると思いますので、話を聞きに行くなど、京丹後市に興味を持ってもらえるような活動をしていかなければ、待っているだけではよい話は降って湧いてはこないと思います。御存知でしょうが、九州では半導体等様々あるわけで、京丹後市には何故そういった企業が来ないのか。また過去には日本電産（現ニデック）もありましたが、出て行ってしまったわけです。その原因は何であったのかというと、やはり人材がないということであれば、そのためには何をしなければいけないのか、その辺りをもう少し考えていただけたらと思います。廃校の利用についても一つの廃校を一つの企業に貸すのではなく、マンションのような形でスペースごとに貸す等の手法もあります。先ほどの豊中市は、一つの教室をキノコの栽培に使用し、障害者が育てて売るといった循環ができております。全部を使うと多くの資金が要るので、そういう点についても公民の連携に取り組む場合は、何か手が打ってあるのだろうかと思います。

それから、施策の主な内容のふるさと納税のところについて、新たな手法についても積極的に取り組むとありますが、新たな手法とは何があるのでしょうか。確かにふるさと納税はある程度軌道に乗ってきて、順調にいつていると思います。しかし、そればかりに頼っても仕方がないわけですから、もっとどんどん違う手法を考えて、企業を誘致するにはどうしたらよいかなど、丹後王国でも西利が来ていたりします。

京丹後市にとってよいものは何か、例えばフルーツなどもたくさんあるわけですから、それをどう生かしていったらよいかも考えて、小さい企業でも誘致できれば、また、それに対して雇用も生まれるし、人口も増えてくる。誘致して、定着してもらえそうな、よい循環ができないかと考えています。

そういった中で、まず聞きたいのは、新たにしようとしていることは何かを聞きたいです。やはり小さなことでもよいので、企業へ貸しますといったようなアピールが行き届いているのか、みんな知ってるのかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 閉校した後の学校の利用につきましては、様々な理由はありますが、中には耐震がない学校もございます。そうした中でも、一部の学校跡施設では、企業誘致もしながら使っていただいている現実もございます。また、市の文化財や学校備品などを一時的に仮置きし、倉庫として使っているようなことも実際にはあります。

そうした中で、今御指摘いただいたことはまさしく、利用はしないといけないことですが、日本電産（現ニデック）の話もありましたが、これは明確にそうとは言いきれませんが、やはり立地条件的に物流の関係もあり、企業にとっては搬送コストがかかってくることもあります。そういった搬送コストがかかる部分について企業負担が大きい中で、確かに道路整備などは進んでおりますが、

それは本市だけではなく日本全国で並行して進んでおります。そういった自治体間競争のような仕組みもある中で、条件によって企業側もどこに行くのがよいのか決められるということもあります。

こうした中で京丹後市でも閉校後の学校をいかに活用していただけるのかといいますと、学校なんかは施設が大きいために、施設として活用しようとする、キュービクルといった電源設備について、更新だけでも2、3千万円というコストがかかります。また、浄化槽ですとその維持管理費だけでも何百万円もかかる中で、一部だけを使っていたときにその経費はどなたが負担するのかという課題もありまして、それを市が負担するのかどうかというようなこともあり、経費的な部分がやはり課題としてありますので、できれば全体を使っていただくのが施設の有効活用としては一番ありがたいことではあります。が、現在何か方策をとということになりますと、教育委員会と一緒に使っていただく施設を改めて洗い出しをして、倉庫について一箇所に変更して整理をして、不要なものを捨てるなどして、施設を活用していただけるような状態にしないといけないということがあります。

ただ、それについてもコストや時間がかかりますので、なかなかすぐには難しいわけですが、その課題意識は十分持っておりますので、民間活力の活用も含めて、福知山市では民間のお知恵を借りながら、閉校後を利用されているようなこともございますので、そういったことも参考にしながらやっていきたいと思っております。

それからもう一点、ふるさと納税の新たな手法については、資料2の4ページのことになりまして、これから説明をさせていただく部分にもなりますが、先んじて言いますと、この自主財源のことについては、ふるさと納税などありますが、言い方を変えると市民の皆様や、お越しいただいた方からお金をもらうことになります。そこについて、様々な手法で取り組む部分について、他市町ではやっていて、まだ京丹後市でやっていないものについては、新しい試みになりますので、それについては検討しないといけない。ただ実施するかしないかは市民負担を伴うことにも当然なります。どなたかが負担をしないと、財源は増えませんので、そこについては慎重に検討しないといけない中で、新たな手法について積極的に取り組むのは、検討も含めて、まず幅広に考えて行こうと考えております。

個別のことを今申し上げますと、それが独り歩きしますので、説明は御容赦いただきたいわけですが、他市町が取り組まれているもので、市としてまだ取り組んでいないものなどを俎上に載せて検討していくようなことを含みながら、この新たな手法ということで、総論的な書き方をさせていただいてるところでございます。

会 長 様々な質問を頂きましたが、一応現状ということで、今の京丹後市はこういった現状があるから、今後これをどうやって改善をしていくかということを示

したものとなっております。その次の課題を見ていただくと、DXを活用しながらさらなる生産性向上につなげていくこと。もう一つは、先ほどありました、公共施設等について、今後見直しを図っていくとした説明が総論的に示されましたので、こういった方向でこれから先の部分について説明をいただくこととして、次の施策の目標について事務局の方で説明をお願いします。

事務局 （資料2に基づき、「第5次行財政改革大綱（素案）」の【施策の目標】について説明）

会長 事務局の説明に対して御意見等ありませんか。

委員 財源確保に向けた包括的な取組とありますが、やはりもう少し営業活動をしていただきたいのが私の希望です。財源確保のためにはどのように引き出すかを、ただ書くだけでは何も湧いてこないのではないのでしょうか。

会長 難しい質問ですが、財源確保は当然していかなければなりません。实际的に財源のほとんどが税金です。国税も市税も全部我々が払ったものが相対的に集まってきて、国から一定程度、交付金という形でくる。或いは府からも府税の中で、いくらかは京丹後市に回ってくる。

そういった中で、実際十分に使えるのは市税になります。それをバックアップするのがふるさと納税で、その使いやすい税金が、その部分を自主財源として増やしていかざるを得ないのがこの根本でありまして、これについてもう少しやはりどういうものを返礼品に使うのか、逆に言えば、京丹後市にふるさと納税をしてもらいやすいような形をどう作っていくのがこれからの課題だと思うのですが、それについて何かありましたらどうぞ。

委員 それはよくわかっていて、寄付額も伸びてるのは色々な広報等で知っているのですが、今どのような商品が人気なのか、少し具体的に教えていただけませんか。丹後にはよい商品がたくさんあると思うのですが、人気がある商品で、ふるさと納税が増えているようなことがわかれば教えていただきたいです。

事務局 そうしましたら、少し御紹介させてもらいます。令和5年度で一番シェアが高かったのはカニで、続いて宿泊クーポンが第2位となりました。あとはフルーツ、米、魚といったところが上位に来てしていると聞いております。宿泊クーポンとは、そのプランでふるさと納税をいただいたら、丹後の旅館等に宿泊できる宿泊券を返礼品とするものです。

委員 それはどの地域からが多いのですか。京丹後市出身者が多いのでしょうか。

事務局 京丹後出身にかかわらず、全国的にふるさと納税は返礼品によって様々です。また一人が複数の自治体に寄附するような現状もありますので、そこについてはどこがということはありません。

委員 先日ふるさと納税をしている人の話を聞いたのですが、子どもが京都府の学校にお世話になってるからしょう、出身が京丹後だからしょう、そういう話もあったりしたのですが、その辺のところは不特定で全国に散らばっているところですね。

事務局 はい。担当課のふるさと応援推進課でどこまでのデータを持っているかはわかりませんが、一定の分析はしていると思いますので、また後日確認をさせていただきます。

会長 それでは次回の委員会で参考のために準備をお願いします。
他にありませんか。

委員 今回の大綱案が総合計画の施策の30になるので他の項目と合わせながらの体裁なのかと思うのですが、現状と課題が、しっかり区分されていないと率直に感じたところです。現状でも、現状だけを伝えているものと、今後必要なことまで書いてあるものもあり、それに対して課題も、課題と目標がほぼ同じことを書いてあります。ここも、もう少し分かりやすい書き方にならないかと率直に感じたところです。同じ内容で言葉を変えて書いているだけに見えて、現状がシンプルに問題点の定義になってないですし、これから必要なものを書くのが課題だと思うのですが、現状と課題について課題がほとんど現状に書かれてるような印象を受けました。

あと課題の文末の「ことです」というのが、課題の書き方として正しいのかわかりませんが、理解しにくい。これが全部「達成されていないこと」なので、これが課題になっているところだと感じたところです。

また、施策の目標について、課題を受けての目標になってくると思うのですが、ここでは課題に対する問いみたいな感じの、もう少しわかりやすい書き方があったらよいのではないかと感じました。

それから「日本一働きがいのある職場づくり」というのはとてもよいことだと思いますが、何かラーメン屋さんがよく使われる「元祖」のような印象で、日本一の定義を書かないままこの言葉を使うのはどうなんだろうと率直に感じました。移住支援に携わる中、京丹後市は子育て環境日本一と、さらっと言っているの、何が日本一なんですかと聞かれることがあるのですが、何をもって日本一かということがどこにも書いてない。そんな中で、働きがいのある職場というの、何をもって日本一なのかを、今後の具体的な内容のところで触れるのかもしれませんが、目標なのでもう少し目指すものみたいなのがあってもよいかと。令和10年までの間で市長が変わることもそんなにないと思うので、もう少し具体的な目標を書いてもよいのではないかと思ったところです。

会長 非常に的確な質問だったかと思います。事務局から答弁はありますか。

事務局 今回の御指摘の現状と課題のところについて、確かに現状のところ、例えば、2つ目のところで、「複雑高度化しています。」までは現状ですが、「それに対応するため」というのは課題であったり、手段であったりするので、それが現状かと言われるとそうではない部分については御指摘の通りで、課題に書くべき内容であると言われると確かかと思っております。一方でそこは第4次も同じような書き方をさせていただいておまして、この大綱が総合計画の政策の中での30番目ということがあります。そういった中、すべてではないですが、

全体で統一された書き方もありますので、そこは精査をする必要があるとも考えているところです。

また課題のところの末尾の「ことです」の部分は、前回の総合計画の策定の際にこの末尾で統一して表現するとしたことがあったので、今回も同じように表現させていただいているところです。

それから市長が変わる変わらないの部分については、マニフェスト等にとって4年間の総合計画の基本計画をしていく中で、その総合計画の中の一つの項目としてこの行財政改革大綱も位置づける形になっておりますので、当面は4年間ということですが、この分野にかかわらず行政について、首長は選挙で変わっても行政は継続性を一定重要視しないと、市民生活や産業に係る制度が4年ごとにコロコロと変わると大混乱を起こしてしまいますので、そういったことを一定配慮しつつ、この目標についてどこまで書けるのかという部分については、将来を具体的に書きすぎると難しいところもありますので、言葉の表現については御指摘のことも理解はできますが、一方でそういった理由で、現体制が10年続くといったようなことを前提とした目標の書き方も難しいところもございますので、御意見としてお承りをさせていただければと考えているところです。

会 長 もう一点ありましたか、現状で人口減少を云々と書かれていますので、これが課題になってくれば、それに対する目標として移住というものがあってもよいのではないかということについてどうでしょうか。

委 員 移住のことはここには入れなくてよいのですが、日本一働きがいのあるというのが何をもってというところがありましたら、お聞きしたいと思います。

委 員 それは京都府が子育て環境日本一を掲げている中で、この京丹後市もそれに近い目標を持って、企業にも働きかけていることで、随分企業の中も変わっているような様子を私としては見ています。子供を持っても、休みが取れたり、子供を連れてきても、保育所、企業が見てくれたり、そういう企業ができている現状については、そういったことを行政が掲げてくれたからだとは感じていますので、そういうことではないかと思います。

子供を育てるのが楽だと、自然と若い人が集まってきて、企業が集まるといったサイクルみたいなものができるように思います。

委 員 移住支援の関係で他の市町の人と話をしてる中で、今おっしゃられたようなことは、結構どこの自治体も当たり前やってることで、今のお話で言うとうまく軒並みがそろった状態に近いのではないかと考えています。子育て層の話を聞いていると、京丹後市では雨天のときに遊びに行けるところもなく、支援センターも登録したところ以外に行けないということもあるので、宮津や豊岡といった他の市町に出て行くことが多い状況の中で、それを日本一と言えるのかと思うところがあります。実際、移住希望の方で子連れの方がいるときに、遊びに行くところは近隣市町を利用していますよといった感じの説明になって

しまっています。そういった中で、京丹後市は何をもって日本一と言っているのかと。そういうことがあると、この「日本一働きがいのある職場づくり」も、普通のことであれば日本一と言わないほうがよいと思いました。日本一を期待してしまうので、日本一というからには、何か本気を見せないといけないのではないかと感じたところです。

委 員 様々な意見があると思いますが、言葉全体について、現状にしても課題にしても、統一した形での表現にしていただければと思います。ここの全体の目標については、これをもとに推進計画等が作られて、具体的なものはそちらに入ってくるものだと思っております。

年をとってくると徐々に横文字が苦手になりますので、できましたら、わかりやすい言葉に統一していただいて、もう少しわかりやすく作っていただけるとありがたいと思っております。それから民間のノウハウや資金を活用した公民連携について、こういったことは今までからずっと言われているのですが、なかなか現在の京丹後市が持つ財産の中で、それをうまく利用するのはなかなか難しいと感じているところです。

前のときにも少し言わせてもらったのですが、耐震がない施設については京丹後市もそこにお金を投じてその施設を使ってくださいとはなりませんし、そうしてくると、逆に私は1円入札ぐらいにして、土地だけを購入してもらい、取り壊し費用は民間で見てくれと。そうするとわりとお客さんの財産処分に伴うお金なんかも入ってくるのではないかと少し思っているところです。

表現の仕方については、大綱の中で表現を統一していただき、その他の細かい内容のところについては、推進計画の中で、もう少し具体的な部分を出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 一応施策の目標のところ、一定の説明を受けて質疑もありました。これから先、施策の主な内容で具体的な内容も出てきますので、また次の段階にあわせて、質問があればお願いをしたいと思っております。

(10分休憩)

会 長 それでは4ページから9ページの施策の主な内容の部分で、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (資料2に基づき、「第5次行財政改革大綱(素案)」の【施策の主な内容】「①財政強靱化の取組の推進」について説明)

会 長 事務局の説明に対して何か意見や質問はありませんか。

一点お聞きしますが、今になってこの財政の強靱化とはどういうことなのか。例えば、もう既に有利な財源である合併特例債は制度が終了する中、まだまだ市としては、例えば最終処分場整備等の様々な問題が出てくることもあるので、ここについて、あえてそういった強靱化という形で書かれたのかについて説明

をお願いします。

事務局 確かに会長がおっしゃられたようなことがありまして、今後最終処分場整備など、大きな事業もございます。そして合併特例債という後に交付税で返ってくるような大変有利な地方債がありますが、そちらも令和6年度中をもって終了していくこともありますので、今後の財政運営上、大きな課題があるところですので、改めて財政強靱化ということで様々な手段を使いながら、研究もしながら、財源の確保、歳出についても見直ししながらやっていこうというところでございます。

会長 他にありませんか。

もう一点ですが、「地方交付税や国府支出金制度の研究を進め」という新しい文言が入っているのですが、この研究とはどういう意味で言われているのか、わかればお願いしたいと思います。

事務局 国府支出金のなかでも補助金につきましては、まずどんな補助金があるのかはそれぞれ担当の所管課でももちろん把握しておりますが、改めて漏れがないように、その辺をしっかりと把握していこうということです。また、その補助内容につきましても、今の事業の執行の仕方では該当になっていないようなところでも、少し考え方を変えて、違う手法を使えば補助の対象になる等、担当課を含めもう一度見直していくこととしております。

また、交付税につきましても、制度改正の要望を国に訴えていきながら、財源の確保、交付税の交付をしていただきたいというところで、制度研究とさせていただきます。

会長 国からくる交付税や府からの交付金については、一定紐付きなので、その紐づけしている色々な補助分野について、もう少し研究をしながら、市民にとって有利な補助金が使えるような方向で制度的に研究をしていくという意味で理解したらよいか。

事務局 はい。広い意味では、そういったところになろうかと思います。

会長 他に御意見ありませんか。

委員 4ページの「効果的な行財政運営のため、施策の選択と行政資源の集中の観点から、事務事業の最適化を図り、創意工夫した持続可能な予算の編成に努めます。」ということですが、今増築等が立てられて、これから工事にかかるわけですが、その間に皆さんの部署で協議をしていただいて、新しく増築ができた時に、その事業ですぐに活用できるようなことを考えていただけたらと思っております。

それがやはり市民にとっては、増築棟ができたときに、本当にスムーズに利便性が確保できますし、市民の皆さんの本当のサービスの向上に繋がるのではないかと考えております。

会長 他に意見はありませんか。そうしましたら、続きまして、「②市役所DXの推進等・日本一働きがいのある職場づくりによる生産性の向上」について、事務

局から説明をお願いします。

事務局 （資料2に基づき、「第5次行財政改革大綱（素案）」の【施策の主な内容】「②市役所DXの推進等・日本一働きがいのある職場づくりによる生産性の向上」について説明）

会長 事務局の説明に対して何か意見や質問等がありませんか。

委員 一つ目の「デジタル化の推進により、市民一人ひとりの多様なニーズに応え」のところですが、当然私たち市民も望むところです。ただ、高齢者は色々な電子機器に弱いので、その辺はどの程度具体的に対応していただけるのか、それを詳しく知って今後審査していきたいということがあります。

また、私たち高齢者が集まってよく話をしているのが、高額医療は限度額を超えると返還ということがあります。例えば今月分が限度を超えたのでお返ししますといったお知らせが、まず市役所から届きますが、それが幾ら返ってくるのかと思って見ると、百何十円などといったことがあります。その通知を157円かけて封書で送り、またそのあとの支払い通知もはがきが届くこともあり、色々としないといけないのかとは思いますが、ただその郵便料も10月から上がりますし、私の周りでは税金の無駄遣いだねという声をよく聞きます。高額の場合は早く返して欲しいと思うのですが、ある程度であれば年間まとめて一回でいただけるようなことができないか、ということです。

それと、4つ目の人事評価の活用について、これは当然それぞれの個性もありますし、頑張っておられる方もあるし、頑張っていない人がいるという意味ではないのですが、評価について上司から部下を評価するのか、部下から上司に対して評価するのか、その辺はどういうやり方でされるのでしょうか。

事務局 一点目のデジタル化の推進の関係ですが、先ほどからありますように、DXによってデジタルを活用して、書かない待たないというようなことを、一つのキャッチコピーとして、市民が市役所で簡単に手続きができるようなやり方を、全国的にも検討していく中で、本市もその傾向にあります。

ただ一方で、そういったスマートフォンやパソコンが使えない方について、アナログの対応を全くしないかということそうではありません。それはもうこれまで通り、対応させていただきますので、そこについては御理解をいただければと思います。

また高額医療の関係については、確かにおっしゃることはわかりますが、ただすべてが自動で高額療養費を算定しているかというと、色々なレセプトを見て審査もする中で、結果返還額が小さい場合もあるというような中で、それを一回にまとめてよいかどうかというのは、それぞれの立場で御意見あるかと思いますので、それについては御意見として承りをさせていただきたいと思います。

関係課 人事評価についてはもうすでに導入をさせていただいておりまして、すべての職員を対象にさせていただいております。その中で、課長補佐以下の役職につきましては、上司からの評価をさせていただいておりますし、課長級以上の

ものについては、多面評価という形で、課長級でしたら部長級からの評価と併せまして、部下評価を導入させていただきまして、それぞれの評価の総合的なものを加味して、最終的には評価結果をまとめさせていただいております。

今のところは課長級のところで止まっておりますが、それ以下の役職についてもそういった多面評価を、段階的に導入していきたいと考えているところです。

会 長 他に御意見等がありますか。

委 員 ワークライフバランスの部分になりますが、京丹後市に帰ってきて、市役所に勤務できるのは皆さん憧れだと思います。それが、実際に働いてみて満足できる働きやすい職場か、長時間労働などのことを考えると、決してそうではないと思います。

私は今、京都北都信用金庫に努めておりまして、人から見ればそれなりによいところだとは思いますが、例えば以前は夜9時に帰るとしても、朝7時に来たとして、その朝の残業も入れて毎日5時間ぐらい残業をしていたと考えると、週5日、月4週間で年間すると1,200時間ぐらいの残業になります。そして、実際は多分それ以上にもっと残業していたと思います。

これは参考になるかわかりませんが、弊社は、今、就業時間をパソコンの指紋認証で管理するようになりまして、今までは自己申告の残業でしたので違反になりますが、年間360時間の枠に否応にも収まってしまいます。それが指紋認証になると実勤務時間となり、360時間を超えられないとなると、1日2時間残業しても、月に40時間になってしまうため、週に一回ぐらいは5時に帰らなければいけないようなことになりましたが、それでも今は実際にその時間内で業務ができるような状態になってきました。

市役所がどういう形態かわかりませんが、何か思い切った改革、例えばDXを推進して、働き方改革をしないと、職員の満足いく職場をいうのはできないですし、職員が満足しないと、先ほどの行財政の改革や生産性の向上も達成しないと思うので、何か思い切った改革をして、本当に市役所に入ってよかったなと思える職員が増えてくれば、もっともっと変わっていくのではないかという感想です。

関 係 課 参考になるお話をありがとうございます。

市役所では勤怠管理システムというもので、出退勤を管理しておりまして、超過勤務についても、基本的には事前命令でしているところではありますが、今ありました年間360時間の中でできてるかということ、それを超えた長時間勤務になっているような現状もございます。

ですので、先ほどからありました業務改善や働き方改革、DXの推進というようなことを入れながら、やはり働きやすさと、働きがいと両立しないと、今新規の職員募集をかけましても、なかなか手が挙がらない、応募に至らない現状もございますので、特に今の若い方というのは、どちらかというと働きやすさ、そう

いったところを重視されるような傾向もございますので、そこはこの日本一の名称もありましたが、色々な先進の自治体の事例や、民間の取組なんかも参考にさせていただきながら、積極的にこの職場づくり働きやすい職場づくりに取り組んでいきたいと考えております。

会 長 他にありませんか。

委 員 働きがいというところに関して言うと、研修等もできるような改革をされていこうとしてるのはすごくよいことだと感じています。ただ、傍から見ていて、その姿勢が結構トップダウン型に見えているので、ボトムアップの意見が通る状況なのだろうかと感じています。

色々なことを勉強して、何かやっていきたいことに対して、時間がないから着手できないこともあると思うので、DX化によって業務を効率化することで、子育てをしている人も単身の人も、意見できるような環境づくりというのが、働きがいという点では非常に大事なことはないかと思います。

その上で、私が市から委託を受けていることで、職員の方と関わる人が多いのですが、例えば人事異動について年度末に内示があると思うのですが、配属年数等に応じて異動の時期を予想しながら仕事をされる方が多いと感じています。例えばあと一年はこの仕事をできるだろうと思っていたのに異動になった方もおられたりして、そういった中で、この課で一生懸命頑張って目標に向かって事業を実現していきたい一方で、自分が考えても仮に異動になってしまうのであればこのプロジェクトは提案できないと感じることもあり、人事異動が仕事の在り方に結構影響を与えていると感じているので、実現が可能かわからないですが、例えば半年前ぐらいから人事異動を発表して、後任の人と連携しながら次の予算の話等ができる環境や、次へのモチベーションを持ちながら異動するといったような、人事評価とあわせて、そういった仕事の在り方、異動の在り方も改革してもらえるとよいと思います。

それが職員も同じ気持ちかどうかかわからないので、そういうところも含めて、職員同士で作り上げていくような雰囲気と制度になってほしいと思います。

委 員 働き方についてですが、市役所では自宅にいてリモートで仕事をするということはないですね。例えば私の孫ですが、東京の会社に勤めながら神戸でリモートで仕事をしていて、妊娠中もずっと神戸の自宅で仕事をしていたということがあります。今言っているITのことを進めていかれるのであれば、そういうこともできるようなシステムを持たれてもよいかと思います。

例えば明日京都府で人権の指導者研修会があるのですが、台風の関係でリモートに変更になりまして、結果的に台風は大丈夫になりましたので、結局対面になりましたが、要はそういったこともできる時代です。私でもしているくらいなので、特に若い人はそれが可能だろうと思いますので、なにかそういったことも含めて、もう少し働き方を考えられたらよいと思います。そうしたら子どもが熱

を出しても、家で仕事ができるのではないかと思います。

会 長
事 務 局

事務局の方どうぞ。

人事異動、働き方の関係について少しお答えさせていただきます。様々なご意見をいただいたことはごもっともでございます。一方で、市役所の立場から申し上げますと、冒頭申し上げましたように我々市役所に求められるニーズ、しなければいけないことは、どんどん増えている現状があります。例えば先ほどありました移住の仕事についても、20年前にはなかった業務になります。そうかといってその業務のために人が増えてくかという、そうではない中で、そういった新しい仕事が増えると何かをやめる必要があるのですが、我々の仕事上何かをやめるということは市民サービスをやめる格好になってしまいます。例えばこの会議は昼間にしていますが、皆様方に仕事を休まずにお願いしようと思うと、夜間の会議をしなければいけなくなるのですが、それについてもやはり時間外業務となります。そういった職務上の特殊性も踏まえて、いかにワークライフバランスを保っていくかが重要だと考えています。

テレワークについても確かに技術的にはできます。一方でコストもかかりますし、個人情報、それから行政情報については漏えいすると大変なことになります。そういった対応等に全て市民の税金でもって、職員の働きやすい環境にお金を使わなければいけない、それも相当なお金が必要になってくることがありますので、そういった部分の環境整備をすることはよいことではありますが、一方で、そのために、何のサービスのお金をそちらに回すのかもあわせて考えていけないといけないということがあります。

一つ一つを見るととてもよいことなので、すべきことではあるのですが、それらが束になってきたときに全てするのは難しいので、優先順位をもって何が一番高いのか低いのかを考えながら、ワークライフバランスや働き方について取り組んでいかないといけないところです。

地方公務員、国家公務員、民間も含めて、人口減少の中で人材の取り合いになっている中で、そういった処遇や職場環境も、選択の一つの要素になってくるのは確かでございますので、そういったことも含めてどういったことができるか、大きな課題の中で目標として目指してやっていくことをここに書かせていただいているところでございます。

いただいた御意見は貴重な御意見ですので、これらの意見も参考にしながら、どういった書き方ができるのか課題とさせていただきたいと思っております。

会 長

他にありませんか。

なければ少し言わせていただきたいのですが、例えば第4次の取組の中間まとめ（市ホームページに掲載）の13ページに、長時間労働の割合として、年間360時間以上の時間外勤務者を現状の約半分程度にすることを目標とすると書かれております。しかし実際はその目標に対してどうであったのか。或いは超勤について、三六協定を結んで、労働基準局に持っていくことは市役所の職

員にはないため、人事院の範疇で長時間勤務の上限が決められるというものはあるわけですが、そういうところを改善していく努力と、もう一つ、やはりその時間数を見たときに、もう少しその評価や分析をする必要があるのではないかと思います。例えば、これは個人の問題だといったように思わせていないのかと私は思っていて、もう少し全体の中でこの時間外勤務と労働力の配分を、分析しなければいけないと思うのが一点です。

そういうことも含めて、人材確保は非常に重要な問題になってきます。今現在そうですが、特に公共交通機関の運転手の人材不足や、それから少子高齢化で、いわゆる市役所が職員を募集してもなかなか人が集まってこない、或いは労働力の奪い合いが始まっている実態がありまして、京丹後市が本当にブラック企業になっていないのかといったことも含めて、人材の確保に主眼を置いていかなければいけないと思っております。特にこの職員が働きやすい職場を作っていく中で、ここに示されておりますのは、例えば色々な形がある中で職員がどうあるべきかといったことしか書かれていないと感じます。今非常に多様化しておりまして、先ほど部長が言ったように、市民ニーズが非常に増えて、業務量もかなり増えていると思います。そういったものをきちんと分析しながら、定員の適正管理は必要かと思いますが、今の業務量を見たときにどうあるべきなのかが抜けているのではないかと考えております。

それからもう一つ、窓口でのカスハラ（カスタマーハラスメント）の問題であったり、パワハラやセクハラ、或いはマタハラ（マタニティハラスメント）の問題であったり、そういった問題に対することがここには明示されていない。こういった窓口の問題がある中で、そういうことをどう扱っていくのかということが少し欠けているのではないかと考えます。

確かに市長は偉い人ですが、市長一人では、住民に対応する業務は回せませんから、やはり職員あってこそ、市長の仕事が叶うわけでありますので、今の京丹後市を見るとこの色々な問題を職員にかぶせているのではないかと考えることがあります。そのところをもう少し行政的には作っていかなければならない問題があるのではないかと考えておりますので、その点について、この文言の中には入れていく必要があるのではないかと考えております。

関係課

まずテレワークの関係について、総務部長が説明した通りでありますが、何もしてないわけではなく、今年の1月から試行的にテレワークを導入しておりまして、例えば育児中の職員や家族の介護が必要な職員については、申し出によってテレワークも可能にしており、すべての業務ではないですが、仕事に支障がない部分についてはそういった対応もさせていただいてるところです。

また時間外勤務の関係になりますが、大体2割の職員が年間360時間を超える時間外勤務をしており、ここ数年はそのくらいで推移してきているような状況がありますので、原因についてしっかり分析をしながら、時間外勤務縮減の取組を進めていかなければいけないと感じています。また、その時間外に偏りが

ある場合については、人事課で、各月にそれぞれの職員がどのくらい時間外勤務をしているのか管理しながら、時間外が続いている部分については所属長から、その原因の確認と改善を指示するといった取組も行っております。

適正配置の部分で言いますと、ちょうど今年度定員管理計画の見直しもございますし、今後の人材育成に係る部分については、人材育成基本方針をこの行財政改革大綱の策定と合わせまして、人事課で見直していく作業を予定しておりますので、先ほどありましたような話もしっかり反映をさせていただきながら進めていきたいと思っております。そういった中で、この大綱にも、その方向性で入れていくべきものがありましたら、そういった対応もさせていただけたらと思っております。

ハラスメントの関係については、令和2年度に「京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程」を設けさせていただきまして、パワハラやセクハラについて、組織的に適正な対応をさせていただいてるところであります。また、新たにこのカスハラというものが出てきておりますので、新しいものについてはこの規程の中にしっかり盛り込んでいって、対応できるようにしていきたいと思っておりますが、現状、京丹後市では「京丹後市不当要求行為等対策要綱」というのが合併当初平成16年頃からありまして、総務課で行政対応策専門員というのを設けまして、いわゆるカスハラ的な事案の対応について、すでに取り組ませていただいておりますが、この不当要求というものに対する対応とあわせまして、カスハラという、もう少し広い範囲で想定がされておりますので、国や近隣自治体の動きも参考にしながら、対応させていただけたらと思っております。

会 長 それでは最後になります「③新たな公民連携によるまちづくり、公共施設等の効果的な管理・運営」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （資料2に基づき、「第5次行財政改革大綱（素案）」の【施策の主な内容】「③新たな公民連携によるまちづくり、公共施設等の効果的な管理・運営」について説明）

会 長 事務局から説明がありましたが質問はありませんか。

ないようですので、もう一度指定管理者制度の問題ですが、今の指定管理者制度は今日的にはかなり年数も経っている状況の中で、本当に今指定管理をやっている施設がこのまま指定管理として維持していった方がいいのかということです。

例えば、指定管理をすることで、一定の集会所として人が集まるような部分があったとしても、それを維持するべきだと判断するのか。

それともう一つはやはり使用料を適切にもらうということを含めた段階で、今の施設の中で本当にこの指定期間でいいのかということがあります。はっきり言うと、温泉業務などは営業施設としてあるのに、それを指定管理で守っていないといけないのかというところがあります。逆にそういった温泉施設は民

間に移行することによって、財政にプラスになってくるのではないかな。そういうところの考えについてお聞きしたい。

事務局 指定管理については先ほども少し触れさせていただきましたが、合併をしてたくさん施設がある中に、先ほどありましたように温泉施設もあります。これは市の施設を運営していく中で、使用の許可や、使用料の徴収に関する権限を任せようとする、指定管理者制度しかないのが現状です。ただ一方で、行政である市役所か温泉施設を持たなければいけないのかどうかについては、様々な議論や御意見があるかと思います。

これについては平成25年から民間譲渡の方向性は持っておりますが、市役所がその方向性を持ったからといって、受けていただけるかどうかは別問題でございます。そうした中で収益性が担保されて、施設の維持管理費なども含めてすべてが回っていくのかどうか、経営的な観点からみると、先ほども申し上げましたが老朽化をしているような施設については修繕費がかさんでいく中で、なかなかその分の収益は上がらない。かといって利用料をその分値上げすると、利用者が減っていくようなジレンマもある中で、民間譲渡の方向性を持ちつつ、実際には実現が難しいといった課題に直面をしているところです。

そうした中でいつまでそういった施設を市が保有し続けるのかというのは、先ほども申し上げましたが市役所のみが判断することではなくて、利用される方、地域の方などの御意見もいただきながらになります。また市の保有施設である静の里という温泉施設については、指定管理が今年度末までとなっています。要因としましては老朽化に伴う改修に20億円を超える経費を要するということです。そうしてまでしなければいけないのかとなると、それはやはり市民の税金ですべきではないのではないかという議論の中で、議会の意思をもって、一旦令和6年度末で閉鎖し、指定管理はやめる形になったようなこともございます。

そういった施設一つ一つに歴史と現状課題など様々ありますので、方向性は持ちつつも、それが正しい方向性であるのかどうか、思い切って施設の改修費が高額になるのであれば、また違った決断をしなければいけないとする課題意識は十分持っておりますので、このまま指定管理者制度を単純に継続するかどうかは一つずつ判断をしながら、結果継続になるものもあるかと思いますが、そういう問題意識は会長の御懸念の通り、持っておりますので、そういう認識はさせていただいているところでございます。

会長 一点だけ元に戻りますが、生産性向上の部分の中で最後に、地域おこし協力隊とありますが、今現在13名か14名いるわけですが、本当にこの人たちについて、やりがいのあるような状況になっているのかどうか。

もう一つはこの人たちについて、例えば将来京丹後市に移住してもらいたいの基本にあるわけですが、そういうようなものが有効的に活用されているのかどうか。そういう意味では今後地域おこし協力隊の在り方、そしてやは

りそこに来てもらえるような工夫というか、何も盲目的に協力隊という形で入れていくのがよいのかははっきり明示しなければならない時期にきているのではないかと思うのですが、実際はどうでしょうか。

事務局 地域おこし協力隊については総務省の制度で、簡単に言いますと都市部の若い方が地域を応援しようということで来ていただいている中、3年間から5年間までの間でそれぞれの地域に入って協力いただける制度です。この協力隊員になれる方については、当然地域に来ていただく課題について、一緒になって解決をしていくことが発端での制度設計になっておりますが、現在ではもう少し幅広く活用もしております、例えば久美浜の果樹農家さんでは、後継者不足といった課題について、地域おこし協力隊に後継者として来ていただかせんかと最初から伝えて手を挙げて入っていただく形になります。それについても、今までの地域おこし協力隊は市役所で直接雇ってございましたが、現在はそういった地域に委託をし、委託先が直接雇う制度に変更することによって、より柔軟な活動ができるような仕組みも増えているところです。

いずれにしても地域おこし協力隊に来てもらっても、報道等でも全国的には来てもらうだけであとはほったらかしといった課題が以前から言われている中で、そうしたことがないように、受け入れ地域の方については一緒になってやっていただく、そのことが結果的に定住に繋がっていくようなことになろうかと思っておりますので、そういった制度の活用を目指してやっているところでございます。

ただ地域おこし協力隊員の方も、最初から3年から5年でまた違う場所へというような考えを持っている方もおられますので、必ずしも移住定住を条件とした制度ではありませんが、本市としては、できるだけ残っていただけると非常にありがたいし、地域の方にも色々な刺激を与えていただけると思っておりますので、そういった仕組みの中でやっていただいているのが現状でございます。

会長 以上になりますが、最後にこれは言っておきたいということはありませんか。ないようでしたら、ここで本日の議事について終了したいと思います。

事務局から連絡がありましたらお願いします。

● 事務連絡

事務局 本日もたくさんの様々な御意見ありがとうございました。次回の委員会についてですが、次回は10月10日木曜日の午後からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願い致します。詳しくはまた近くなりましたら、案内文を送らせていただきますので、御予定をよろしくお願い致します。

会長 日程については皆様よろしいでしょうか。今日の説明を受けて色々な意見をいただきました。事務局にはこれをまとめてもらいますので、改めて今日の意見を聞いて帰っていただいて、これは言わないといけなかったと思うことや、意味がわかりにくいということが見つければ、次の委員会で言ってもらえたら

ありがたいと思っておりますので、今日の議題につきましては一旦ここで終了します。ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、藤井副会長から御挨拶をよろしくお願い致します。

副 会 長 皆様お疲れ様でございました。本日は第5次京丹後市行財政改革大綱について事務局より、現状と課題、そして施策の主な内容について丁寧に御説明いただきました。委員の皆様には、本当に活発な御意見いただきまして長時間にわたり、ありがとうございました。先ほどの移住のことになりますが、網野で提灯を作っていらっしゃる方がおられまして、京丹後市に家族で遊びにこられて、とてもよかったと思われて、実際に移住しておられる。そういう方たちがこれから増えると嬉しいなと思っております。

次回も引き続きまた皆さんの活発な御意見をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶をさせていただきます。

本日は皆さんありがとうございました。お疲れ様でした。

会 長 ありがとうございました。それでは以上をもちまして閉会と致します。